

第二十二回国 参議院社会労働委員会會議録第二十八号

昭和三十年七月十九日(火曜日)午後一時五十九分開会

出席者は左の通り。

- 委員長 小林 英三君
- 理事 加藤 武徳君
常岡 一郎君
竹中 勝男君
山下 義信君
- 委員 石原幹市郎君
柳原 亨君
谷口弥三郎君
横山 フク君
田村 文吉君
森田 義衛君
阿具根 登君
河合 義一君
相馬 助治君
有馬 英二君
長谷部ひる君

- 衆議院議員 永山 忠則君
- 政府委員 厚生政務次官 紅露 みつ君
厚生省公衆衛生局長 山口 正義君
厚生省医務局長 曾田 長宗君
厚生省医務局長 高田 浩連君
厚生省業務局長 高田 正巳君
厚生省保険局長 久下 勝次君
事務局長 久下 勝次君
- 常任委員 多田 仁巳君
会専門員 仁巳君

法制局側

参事(第一部 第一課長) 中原 武夫君

衆議院法制局側

参事(第二部長) 鮫島 眞男君
説明員 大蔵省主計 大村 筆雄君
局主計官 菅野 周光君
厚生省保険局長 菅野 周光君
民健康保険課長 菅野 周光君

本日の會議に付した案件

○国民健康保険法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○優生保護法の一部を改正する法律案(谷口弥三郎君外四名発議)

○参考人の出頭に関する件

○委員長(小林英三君) ただいまから最初に御報告をいたします。

前回の委員会の決定に基づきまして、あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法の一部を改正する法律案の審査に資するために、参考人から意見を徴することにいたしました。その人選等につきましては、ただいま委員長理事打合せにおきまして協議の結果、昨日は七月の二十一日木曜日、午後一時といたしました。参考人につきましては、お手元にお配りしておりますプリントの中から九人を選定いたしました。委

員長に御一任をお願いしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○阿具根登君 私、特別異議を申し上げるのではありませんけれども、まああらゆる法案の場合に、こういう参考人の方をお呼びすることはあると思えますが、九人というのは私は非常に多い数ではないかと思うのです。そうしますと、これが前例になりますと、今後の法案の審議に非常に私は差しつかえるのではないかと。九人を選ばなければならぬ理由が私によくわからない。これはたとえ業者の代表の方がいるは三人とか四人とかいうのならわかるけれども、九人というのは多過ぎるように思いますが、それをちよつとお尋ねしたいと思えます。

○委員長(小林英三君) 大体、呼びますのは、電気療法の研究者といたしまして、元横浜医科大学の講師の檜物一三という学者です。それから今度は指圧の研究者であります。元東京医科大学の教授藤井尚久という人、それからあん摩、はり、きゆう、柔道整復師中央審議会委員をしておりまして東大の医学部の整形外科の三木威勇治という人、この人は学者側として、そのほか医者の立場からしてこの問題をどう考

えるかということにつきまして、日本医師会の会長の黒沢潤三さん、それからあん摩、はり、きゆうの業者の代表といたしまして、全日本鍼灸按摩マッサージ師会々長の小守という人、それ

から地方の京都のマッサージ師会長の関野さん、それから指圧の方の代表といたしまして、日本指圧協会長の浪越という人、それから埼玉県のやはり指圧の会長をいたしております小高君、この九人ということにいたしました。まあ多過ぎるということですが、まあ、この委員会でも御相談申し上げて、だれか減らしてもいいのですが、十五分ぐらいだから、大体まあ二時間半あつたらできるのではないかと思ひます。午後ですから十分時間があると思ひます。

○加藤武徳君 会期が短くなつての今です。阿具根君の意見もわからないでもないんですが、まあせつかく理事会でお願いしたことで、御了解を得て、理事会でできたように一つお進めをお願いしたい、かように考えますがね。

○阿具根登君 了解。

○委員長(小林英三君) 次に、国民健康保険法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○石原幹市郎君 一点だけ昨日ちよつと質問が残つたのでありますが、それは昨日ちよつと触れました問題であります。この補助の予算が、精算して見た結果、二割相当額を下回つた場合には、決算に基いてこれを精算することに今後なるわけであり、普通のが、普通のやり方であれば、決算ができるのは、三十年度の予算であれば、

来年の六月、あるいはそれ以後ということになるわけで、それからそれに基づいて予算を組むということになります。つまり三十年度のものが三十二年度になって初めて精算されて補正されるということになるのであります。これは市町村が国保事業をやっています上に、翌々年になって初めてその補助が精算されるということでは、新しく事業を始めてきた所であるとか、その他非常に不都合を来たす事例がた

くさん出てくると思ひます。そこで私は大蔵当局に對しまして、大体この予算と實際の実績の相違の見通しというものは、翌年の予算が作られる前に大体の見通し、見当はつくのであります。その見通しに基いて翌年度の当初予算にこれを計上していく、こういう措置をとってもらいたいのであります。とれるものか、それか、伺つておきたいと思ひます。それからほかにもこういう予算が、精算の結果、実績と違つてきたという場合には補正するということなほかに事例があるかないか。ある場合にはどういふふうな措置をとっているか、これもあわせて承わりたい。

○説明員(大村筆雄君) お答え申し上げます。国民健康をやっております団体から申しますと、ただいまのような御質問の御趣旨もございまして、存じますが、予算上の技術的問題はともかくといたしまして、実際上の問題といたしまして、大体本年を例にとりま

すと、三十一年度の予算を編成いたします場合に、大体各省から大蔵省へ要求をお出しになりますのは八月末であり、今年も多少おくれると思いが、それを政府内部において調整いたしまして、国会へ提出するのが大体一月の初めでございますが、その間、それまでの間に三十年度の決算見込みが果してどの程度できるかということになりますと、私どもで決算見込みがどうしてもほしいのは、九月か十月ごろ少くともほしいわけであり、今の五千余の団体から決算見込みをとっておりますと、昨日申し上げました通りに、非常に最近の統計的な資料は不備でございます、またそれが全国的に集計されるのが非常に手間どっている状況でありまして、ほぼ数カ月は要するという状況でございます。従いまして十月ごろまでに本年度見込みを集めるということは、非常にこれは無理でございます、どうして三十一年度の早くて三月か四月にならざるを得ないんじゃないか、かように考えております。しかもあまりラフな決算見込みを基礎にすることも、いかかかと思われ、しかも、もう少し統計書なんかはつきりするよう段階になりましてから、できるだけ御趣旨のように持っていきたい、かように考えております。

それからこのような例はほかにはないかという御質問でございますが、たとえば生活保護費なんかにつきましては、本年度予算におきましても、一応約十億でございますか、前年度の赤字見込みを計上いたしてござい、これが生活保護費などは、おおむね県の段階、それから市でやっております、

まして、割合最近ではこれの報告が早く、比較的現実なものが得られるようになって参りまして、しかも本年度は予算の編成がたまたま四月にずれたい関係もございまして、比較的決算見込みがつかみやすかったという点もございまして、十億程度前年度の赤字見込みを計上した例がござい、

○石原幹市郎君 これに関連して厚生当局にちょっと尋ねたいと思うのであります、その年度に新しく事業を開始するもの等に対しても補助をやらなければならぬわけであり、それは、それは大体今まで聞いておられますところによると、九月ごろくらいで締め切るといふやり方をとっておられるようであり、前月後ごろに大体その年の補助をい、見通しが立つのじゃないかと思、

最大限の物理的な限度だということ、

○石原幹市郎君 大体わかりました。そこで厚生当局に対しては、国民健康保険事業に対する統計組織等をできるだけ早く整備して、予算要求等に関するいろいろな資料が早くできるような機構を作るように努力をしていただきたい。それから大蔵当局に対しては、実情に沿うように、なるべく早い機会に予算に盛り込むように、できれば翌年度の当初予算に、それから補正予算等があります際には、必ずその補正予算でその問題を解決していくように、今後の善処を要望しまして、私の質問を終わります。

○山下義雄君 関連して伺いたのですが、今の補助金の交付の方法ですが、過不足ができたときの話や、いろいろ念の入った御質問がありました。大村主計官からのお答えの中に、生活保護法の一例をお引きになって、こういうやり方もあるというお話ですが、私も昨日この席におりませんでしたので、もし重複したら御指摘を願いたい。一体この補助金は締め切られてから補助金を使うのですか。この生活保護法は、これは義務費であるけれども、出し方が違うのです。そして毎月出しておるので、先渡ししておくのだし、足りなくても実際には現業の末端の執行機関は困らない。国

保の方は補助がおくられてきたり、当初の予算額よりは違ってくる、その交付がおくられると非常に困るのです。それで生活保護法の方は、それが相当の狂いが生じてお実困らないような交付の仕方になっておられます。続け、予算が足りなかつたら、あとと決算にきておらうというやり方になると、今御指摘のように大へんこれは研究もしたくちやならないし、せっかくの補助が行きどまることになつて、保険者が困る期間が長いわけ、どういふふうな交付の仕方をなさるのか。政令その他でこまかくおきめようだが、四半期ごとになるのか、または毎月か、毎月というのは結局一年分の統計が出てくると思うが、毎月のか、あるいは三カ月ごとの統計を出させるのか、補助金の交付のやり方というものがあろうかと思、

○説明員(菅野周光君) 九月一日までに開始いたしました保険者に対し、当該年度の助成交付金等を出すように考えておられますのは、最大限、いろいろな申請あるいは手続、査定、さらに査定の結果の通知交付といった所要の一連の手続を進めまする

○説明員(大村主計官) お答え申し上げます。おそれなく御承知だと思、

保の方は補助がおくられてきたり、当初の予算額よりは違ってくる、その交付がおくられると非常に困るのです。それで生活保護法の方は、それが相当の狂いが生じてお実困らないような交付の仕方になっておられます。続け、予算が足りなかつたら、あとと決算にきておらうというやり方になると、今御指摘のように大へんこれは研究もしたくちやならないし、せっかくの補助が行きどまることになつて、保険者が困る期間が長いわけ、どういふふうな交付の仕方をなさるのか。政令その他でこまかくおきめようだが、四半期ごとになるのか、または毎月か、毎月というのは結局一年分の統計が出てくると思うが、毎月のか、あるいは三カ月ごとの統計を出させるのか、補助金の交付のやり方というものがあろうかと思、

保の方は補助がおくられてきたり、当初の予算額よりは違ってくる、その交付がおくられると非常に困るのです。それで生活保護法の方は、それが相当の狂いが生じてお実困らないような交付の仕方になっておられます。続け、予算が足りなかつたら、あとと決算にきておらうというやり方になると、今御指摘のように大へんこれは研究もしたくちやならないし、せっかくの補助が行きどまることになつて、保険者が困る期間が長いわけ、どういふふうな交付の仕方をなさるのか。政令その他でこまかくおきめようだが、四半期ごとになるのか、または毎月か、毎月というのは結局一年分の統計が出てくると思うが、毎月のか、あるいは三カ月ごとの統計を出させるのか、補助金の交付のやり方というものがあろうかと思、

保の方は補助がおくられてきたり、当初の予算額よりは違ってくる、その交付がおくられると非常に困るのです。それで生活保護法の方は、それが相当の狂いが生じてお実困らないような交付の仕方になっておられます。続け、予算が足りなかつたら、あとと決算にきておらうというやり方になると、今御指摘のように大へんこれは研究もしたくちやならないし、せっかくの補助が行きどまることになつて、保険者が困る期間が長いわけ、どういふふうな交付の仕方をなさるのか。政令その他でこまかくおきめようだが、四半期ごとになるのか、または毎月か、毎月というのは結局一年分の統計が出てくると思うが、毎月のか、あるいは三カ月ごとの統計を出させるのか、補助金の交付のやり方というものがあろうかと思、

保の方は補助がおくられてきたり、当初の予算額よりは違ってくる、その交付がおくられると非常に困るのです。それで生活保護法の方は、それが相当の狂いが生じてお実困らないような交付の仕方になっておられます。続け、予算が足りなかつたら、あとと決算にきておらうというやり方になると、今御指摘のように大へんこれは研究もしたくちやならないし、せっかくの補助が行きどまることになつて、保険者が困る期間が長いわけ、どういふふうな交付の仕方をなさるのか。政令その他でこまかくおきめようだが、四半期ごとになるのか、または毎月か、毎月というのは結局一年分の統計が出てくると思うが、毎月のか、あるいは三カ月ごとの統計を出させるのか、補助金の交付のやり方というものがあろうかと思、

保の方は補助がおくられてきたり、当初の予算額よりは違ってくる、その交付がおくられると非常に困るのです。それで生活保護法の方は、それが相当の狂いが生じてお実困らないような交付の仕方になっておられます。続け、予算が足りなかつたら、あとと決算にきておらうというやり方になると、今御指摘のように大へんこれは研究もしたくちやならないし、せっかくの補助が行きどまることになつて、保険者が困る期間が長いわけ、どういふふうな交付の仕方をなさるのか。政令その他でこまかくおきめようだが、四半期ごとになるのか、または毎月か、毎月というのは結局一年分の統計が出てくると思うが、毎月のか、あるいは三カ月ごとの統計を出させるのか、補助金の交付のやり方というものがあろうかと思、

保の方は補助がおくられてきたり、当初の予算額よりは違ってくる、その交付がおくられると非常に困るのです。それで生活保護法の方は、それが相当の狂いが生じてお実困らないような交付の仕方になっておられます。続け、予算が足りなかつたら、あとと決算にきておらうというやり方になると、今御指摘のように大へんこれは研究もしたくちやならないし、せっかくの補助が行きどまることになつて、保険者が困る期間が長いわけ、どういふふうな交付の仕方をなさるのか。政令その他でこまかくおきめようだが、四半期ごとになるのか、または毎月か、毎月というのは結局一年分の統計が出てくると思うが、毎月のか、あるいは三カ月ごとの統計を出させるのか、補助金の交付のやり方というものがあろうかと思、

保の方は補助がおくられてきたり、当初の予算額よりは違ってくる、その交付がおくられると非常に困るのです。それで生活保護法の方は、それが相当の狂いが生じてお実困らないような交付の仕方になっておられます。続け、予算が足りなかつたら、あとと決算にきておらうというやり方になると、今御指摘のように大へんこれは研究もしたくちやならないし、せっかくの補助が行きどまることになつて、保険者が困る期間が長いわけ、どういふふうな交付の仕方をなさるのか。政令その他でこまかくおきめようだが、四半期ごとになるのか、または毎月か、毎月というのは結局一年分の統計が出てくると思うが、毎月のか、あるいは三カ月ごとの統計を出させるのか、補助金の交付のやり方というものがあろうかと思、

保の方は補助がおくられてきたり、当初の予算額よりは違ってくる、その交付がおくられると非常に困るのです。それで生活保護法の方は、それが相当の狂いが生じてお実困らないような交付の仕方になっておられます。続け、予算が足りなかつたら、あとと決算にきておらうというやり方になると、今御指摘のように大へんこれは研究もしたくちやならないし、せっかくの補助が行きどまることになつて、保険者が困る期間が長いわけ、どういふふうな交付の仕方をなさるのか。政令その他でこまかくおきめようだが、四半期ごとになるのか、または毎月か、毎月というのは結局一年分の統計が出てくると思うが、毎月のか、あるいは三カ月ごとの統計を出させるのか、補助金の交付のやり方というものがあろうかと思、

保の方は補助がおくられてきたり、当初の予算額よりは違ってくる、その交付がおくられると非常に困るのです。それで生活保護法の方は、それが相当の狂いが生じてお実困らないような交付の仕方になっておられます。続け、予算が足りなかつたら、あとと決算にきておらうというやり方になると、今御指摘のように大へんこれは研究もしたくちやならないし、せっかくの補助が行きどまることになつて、保険者が困る期間が長いわけ、どういふふうな交付の仕方をなさるのか。政令その他でこまかくおきめようだが、四半期ごとになるのか、または毎月か、毎月というのは結局一年分の統計が出てくると思うが、毎月のか、あるいは三カ月ごとの統計を出させるのか、補助金の交付のやり方というものがあろうかと思、

保の方は補助がおくられてきたり、当初の予算額よりは違ってくる、その交付がおくられると非常に困るのです。それで生活保護法の方は、それが相当の狂いが生じてお実困らないような交付の仕方になっておられます。続け、予算が足りなかつたら、あとと決算にきておらうというやり方になると、今御指摘のように大へんこれは研究もしたくちやならないし、せっかくの補助が行きどまることになつて、保険者が困る期間が長いわけ、どういふふうな交付の仕方をなさるのか。政令その他でこまかくおきめようだが、四半期ごとになるのか、または毎月か、毎月というのは結局一年分の統計が出てくると思うが、毎月のか、あるいは三カ月ごとの統計を出させるのか、補助金の交付のやり方というものがあろうかと思、

同一の業務でございますか、それに従事しておりますもののみをもって組織をする建前でございます。いろいろな業態が違ひ、従つて生活の条件等が違ひ者が、ただそこに住んでゐるということだけで一緒に扱われます市町村の行う国民健康保険の場合とはだいぶ趣きを異にしておりまして、従つて、相互の結びつきも緊密でありましようし、それに伴つて保険料の徴収等の便宜につきましても、あるいは被保険者の協力の面におきましても、一般の普通組合とはよほど違つた事情が考えられます。そういうふうな、一般的に好条件にありますと考えられますから、そういうところからそういう一般会計から出ます補助金を出します場合には、一般の地域保険ということとを本来の建前としております国民健康保険、それに例外的にそういうものない特別組合との関係につきましても、そこに何らかの差等をつけて然るべきじゃないかということが第一義的な考え方でありまます。具体的には、今申し上げた、実質上国民健康保険の経営上の実態において端的に差が認められると思うのであります。そういう意味であるから差をつけていいのじゃないかと考えておるのであります。

○委員長(小林英三君) ちょっと速記をとめて。

○委員(小林英三君) 速記を始め

○山下義博君 提案者に伺いますが、今問題になっておる二割を下らざるという事は、二割としておいたならば、今まで二割の補助に当らぬということば、だんだんと医療費が增高して

きて、初め予算したことがあとになって二割に当らぬということになって、結局医療費が增高してきて二割にスライドしないからということになるのであつて、これはほんとうを言つたら、その年度にその補助金がびつた二割行かない。それが行かないものだから、だから二割を下らざるということば、ちよつと当該年度の医療費が增高しても二割になるように、あとからでも出して払わなければならぬということを出して書いておる。二割の定義とを予想して書いておる。二割の定義だとか、言葉の意義だとかということではなくて、予算の執行上、あとからでも払い得られるように提案者は考えられておるから二割を下らざるということとを言ふ。今まで二割ということばを言つておつても、医療費が意外に予算以上に增高する。当ててみるという、一割とか一割五分にしか当らぬ。今度の払い方は一年のうちにも二割のうちに払つても、二割に当るようになる。これはあと払いの性質を持つてゐるものだからそれを払わざるを得ない。だから交付の方法をどうする、あるいは条件をどうするということではなく、この補助金の本来のやり方はどうだということになれば、前払いでなければならぬ。概算払いというのは途中ですらでしよう。結局この法律の補助金はあと払いでなければならぬ。そういうことで窮余の一策として、二割を下らざるということば、あとから考えてみても、その年の二割になるように、足らなければ足りておらずに、こつと意味で「下ラザル」を入れたんでしよう。そういうことで提案者はほかへ行かなければ

ならぬ。そうだから、その点を聞いておきますが、正直のところを答えて下さい。

○衆議院議員(永山忠則君) 実は今日本会議で戦犯釈放決議案の説明を私がやることになっておりますので、途中でやむを得ずほかの委員にかわらしてもらうかもしれないことを御了承願ひたいと思ひます。ただいまの山下先生のお話の通りでございます。加うるに、元來国民健康保険は社会党の方から三割はどうしても出してもらわなければ、事実上赤字経済は克服できないのだ、二割を下るようなことではいけないのだ、だから少しでもよければより以上いいじゃないかということば、やはり保険経済を確立して将来の社会保障政策を確立する上において、公費負担は三割、府県が一割、市町村が一割、五割負担ということまで持つていって府県及び市町村はこれを平衡交付金の対象にするというようにして、五割の公費負担へ持つていって、初めて全国にこれが普及していくんだ、だからして、二割を下らず、さらに多く出してもらうというならばより以上いいことになるから、二割を下ることはできぬという強い文句で要望しようということば、ごさいますし、ただいまお説のように、あとから補助を精算するのでございまして、不足いたしておりますものを二割へ精算を持つていくというふうな事実上の結果になるのでございまして、一つ御了承願ひたいと存じます。

○委員(小林英三君) 速記をとめて

○委員(小林英三君) 速記をつけて

○委員(小林英三君) 速記をつけて

下さい。

○石原幹市郎君 先ほどからいろいろ問題になっておつたのであります。が、今度の改正の療養給付費に対する二割を「下ラザルモノトス」という字の解釈なんです、が、「下ラザルモノトス」ということばであれば、三割でも四割でも幾らでもいいという疑問も出てくるし、予算に關係する法律でありますから、そういう締めくくりのな法律でも工合が悪いのではないかと。だから二割を「下ラザルモノトス」という書き方をしたことについて、これはどういふ意味なのか、この点をこの際やっぱりはっきりしておきたいのであります。

○衆議院法制局参事(飯島眞男君) これはまず文字から申し上げますと、十分の二に相当する額を下らないといふのでございまして、その最低の線が十分の二である。しかし十分の二に限るといふ意味ではないのでございまして、十分の二をこえることもある。たださういたしますと、結局この十分の二以上といふのとまあ同じ意味を持つことにもなるのでございまして、趣旨も、ただここで申し上げます趣旨は、結局最小限度十分の二はどうか、十分の二に相当するといふことを言つただけでございまして、もしこれを十分の二以上負担するといふようなことになりますと、むしろその場合には十分の三とか、十分の四とか、十分の五とかいふふうな、むしろ何といふ置かれましても、なるべくよけいな割合で負担するのだということになりまして、その点がこの財政法との關係でどうかと、でございますから、まあ

そういうふうな十分の三、十分の四といふことも、まあ予算が許しますならば、そういうことも場合によつてはあつてもいいことではございませぬけれども、ここではそういう十分の三とか、十分の四とか、そういう上のことばを期待してゐるのではなくて、最小限度十分の二はどうか、その国で負担するのだといふその最小限度を強く打ち出すために十分の二を下らざる額とすといふ表現を用ひたのでございまして。従いまして、結果としまして、それでは予算のいかんによりましては、十分の二でなくて十分の二以上のこともあり得ますけれども、しかし法が強く要求してゐるのは、最小限度十分の二であるといふ、そういう意味でございまして。

○石原幹市郎君 まあ大体それでわかるんであります。が、先ほどから問題になりました点は、そんな予算關係の法律で十分の三でも十分の四でもいいといふような法律は、あまりそんなものは例がないのではないかと、特に大村主計官もそういう例は裏開にして聞いていないといふような答弁があつたりして、非常に疑問が出たわけでありまして、こつと予算關係の法律であるから、それならなぜ十分の二なら十分の二と、十分の二に相当する金額を補助するものとすとか何とすか、十分の二といふ二割なら二割といふことばはつきり書かなかつたかといふ疑問が非常にわいたわけでありまして、意味は、前々からつと質問してこられた田村委員のときには、その点が非常に問題だったのですけれども、もう一度二割と書かないで、十分の二を下らぬものとすと、わざわざ書いた気持で

は、非常に成績が違います。慶応大学などでサンシーを使用した例から申しますと、大方九十パーセントという効果が上つておるのでありますが、あるところでは三〇%くらいしか効果がなかつたなどと申しておるのでありますが、これは一に使用法の教え方、あるいは使ひ方にも非常に関係しますから、ぜひとも指導員にそれらをやらしたいというふうなわけでありませう。

それから金額につきましては、まあかなりの——十個あるいは十五個が百円くらいいたしますので、かなりの金額になっております。従って私どももいたしましては、ぜひ生活保護法の適用者とか、あるいはボーダー・ラインの方には、国が無料で、あるいは低額でやらなければいかぬということをしきりに言っております。本年度は国もわれわれの申ししております五分の一角の三十二万五千円くらいを出しまして、少しは無料でもやるようになっております。それから各工場などにおきましては、工場ではかなり工場の方が御研究していただいて、安くやらせるようになっておりますから、次第に使用範囲も広くなると思っております。

○相馬助治君 この現在は助産婦の方が用具の購入の取次販売は可能であるとして、薬剤の販売取次が不可能であるというふうになっておると思ふのですが、現実の問題として、用具と薬剤とを併用しなければならぬというふうな指導をしている場合などは、その薬剤と用具との関係が、実際問題としてはどういふふうに取り扱われておるのですか。

○谷口弥三郎君 用具はこれは今までも指導員でありませうと、あるいは

はその他の者でも、容易に買うことができるのですが、薬品の方は、それはたとえ指導員であっても、これまでは自分で買つても、それは販売することができなかつた。ところが実際に使ひたいしますのに、たとえスポンジでありますとか、あるいはベッサリといふのは、それだけ使ひたいのはほとんど成績が上りませぬので、これには薬品を、ゼリーをよくつけてそして使ひたい。そうすればほんとうに効果があるというふうなわけでございます。また薬は薬だけでもやっておるような次第であります。

○相馬助治君 ですから、そういうふうな実際に使つておるということなうて、現実に薬務局長の緩和通牒というのがありますね。

○谷口弥三郎君 ええ。

○相馬助治君 そこで現実に、ある種の薬剤は現行法でも取扱ひが可能なのですか。

○谷口弥三郎君 実は三年ほど前に、優生保護法の一部を改正をいたしました。そして受胎調節実地指導員というのを作ることいたしましたのであります。その際からぜひ薬を指導員に販売をさせてくれというのを、もう三年來申し出ておつたのであります。どうしてもしませんので、それではしょうがないから法律で変えなければならぬというのをやましく迫りよりましたら、昨年の五月十一日でございますか、薬務局長の緩和通牒が出たのであります。その緩和通牒と申しますのは、ほんの臨時的なものでございまして、ある場合に、ある特定の薬店から薬を買求めることができるという

範囲であります。しかもこの緩和規定なるものは、府県によつては、それが全然果の了解を得ずにはやることのできぬような状況にあるのであります。そこで今全面的に薬品を指導員に販売できるようにさせたい、そして徹底させたいというのが目的であります。

○相馬助治君 ちょっと速記をとめて下さい。

○理事(加藤武徳君) 速記を止めて下さい。

○理事(加藤武徳君) 速記を起して下さい。

○竹中勝男君 薬務局関係の方見えられませうか。

○理事(加藤武徳君) 薬務局長と公衆衛生局長がすぐ来ますから、しばらくお待ち下さい。

○竹中勝男君 じゃ来られてから……

○森田義衛君 しろうとよくわかりませぬが、現在の受胎調節の指導員が当然指導されるに、器具なり薬なりお使ひにならなければ指導がしようがないわけでありませぬ。それでその結果を見なければわからぬのだし、よければ今後その本人も大体そういうやり方をやろうと、こういふ結果になつていくだろうと思ふのです。そういったときに当然、何といひますか、そこらじゅうのちまたで売つておる普通の薬ですね、そういうふうなのを希望者にただ取り次ぐわけですか。自分とその間に利益を得るとか何とかいふことがあれば、特殊の販売業者になりますけれども、そういう薬を売る便法その他を知らぬ人になんと薬局へ行つて買つて、しかも売薬として認められたものを、ただそういう御婦人に取り次ぐことは取り締られておる

のですか、そういう単なるそのことだけが、そんなのはどうも僕らの常識から言つて、どうも利益を得るわけでもないのに不思議な感じがするわけですが、そんな薬法があると思はれませんか。

○谷口弥三郎君 たいまお尋ねの薬のある薬店で買つてきて、そうしていふゆる需要者に渡すといふことは、それはかまいません。しかしその指導員が薬を持っておつて、自分が直接に販売することは許されぬ。そうするから、やはり指導員はある程度のいろりの薬の種類を持っておつて、そうして適応するところの薬をすぐその人々に販売する目的を容易に達成するといふので、こういうふうな法律改正を考へましたわけでありませぬ。

○榊原亨君 ちょっと速記をとめて下さい。

○理事(加藤武徳君) 速記をとめて下さい。

○理事(加藤武徳君) 速記始めて下さい。

○森田義衛君 私薬事法知りませぬから、常識上聞くのですが、つまりその需要者が需要者の意思によつて、たとえばわれわれだつて薬を買つとき、誰かに頼んで買つてきてもらう場合がある。それと同じような意味合いにおいて、よく知っている人だから、どこに売つておるか知つておるから、買つてきてもらうわけなんです。それまで販売の取次として大体取締りの対象になるかといふことなんです。ちょっと度が過ぎていやしないか。

○法制局参事(中原武夫君) たいま森田先生がおっしゃいましたのは、二つ方法があるわけですね。一つは、単なる使用者としてその中間に立つておる場合、この場合はおっしゃる通り、販売ではございませぬ。そうでなくて、先ほど相馬先生がおっしゃいましたように、その間に多少のさやを取るといふ違ひがございまして、利益がある程度ふところに入る、そうしてそれを不特定の者に対してしばしば繰り返す意思を持ってやる場合は、これは販売になるのです。

○相馬助治君 こういふ場合は販売になりませぬか。森田委員の質問に連関してお尋ねしたいのですが、その避妊薬を求めたいという某婦人が単に避妊薬をほしいと言つた。ところがその助産婦はある会社のある特定の品物がいいと確信していたが故に、そのものをばかり売つた。——そのものばかりです。そうしますと、その商売かたきの別な方の会社の者がこの現実を告発した場合に、現在の薬事法からいうと、その助産婦はあれですか、刑事上の罪に落ちますか。薬事法違反の罪に落ちますか。利益でなくて今度はある特殊のものを売つたといふ場合に……

○竹中勝男君 私ちょっと急ぐものですか、薬務局の方に質問したいので……

○理事(加藤武徳君) 公衆衛生局から山口局長と小沢庶務課長が来ておりますが……しばらくお待ちになられませうか、いかがですか。

○竹中勝男君 こういふ点をお伺ひしたいのですが、返事ができたらしていただきたい。提案者の方からでも、あるいは公衆衛生局の方からでも、あるいは公衆衛生局の方からでも、いゆる薬局を抜きにして、製造業者と助産婦が取引するという形にな

るわけですね、商行為としては。そう
しますと薬局業者の利益が、小売業者
としての薬局業者といえますか、薬劑
業者の利益の一部を侵害する結果にな
るといふこと、もう一つは、助産婦
がそれだけの小売業者の、薬劑業者の
おさめておる利益を得るといふ結果に
もなるわけですが、それは助産婦が一
部の小売業者が持つておる利益を得る
ということとはそれは認めてもいいだろ
うと思えますけれども、ただ失う方の
側から著しい反対が起らないだらうか
と思うのですが、そういう点について
は、どういふふうにご考へていますか。

○谷口彌三郎君 たいまお尋ねの通
りでございます、実は指導員が指導
をいたしましたりしても、指導料とい
うのはなかなか取れぬのでございま
す。指導料をもちうることができぬの
ですから、それで幾らかでも指導料の
かわりになるようにと、第二には先刻
来申しますように、受胎調節の目的達
成という両方の面からメーカーから直
接に買入られて、そしてそれが販売授
与のできるようにというのがこの法律
であります。

○竹中勝男君 それにつきまして、小
売業者からの反対を予想されておしま
すか。その利益が侵されることになる
わけですね。

○谷口彌三郎君 まあ小売業者として
は、それだけの面は収入が減るとい
うことになりましても、ただまあ薬
局におきましては、避妊薬というもの
はほんの一部分であつて、多数のほか
の販売をし、授与しているのだから、
この点だけを一つこらえてもらつて指
導員の方にやりたい。

○竹中勝男君 私はどういふ点を、こ

の優生保護法の一部改正のこの法律に
よつて薬事法に重大な修正が加えられ
るのであるか、その修正は薬事法の本
来の法律の目的に対してはそう重大な
修正ではないか、どういふように提案
者の方ではお考へになるのですか、こ
れは薬務局長に実は聞きたいのですけ
れども。

○谷口彌三郎君 実は、先刻申しまし
たように、三年ほど前に優生保護法の
一部改正をしました場合に、同時に薬
事法も一部変えていただいて、そうし
て販売授与という点におきまして、た
とえば厚生大臣が特に指定する薬品に
限つて指導員に販売授与をさせること
ができるという一項目を入れてもら
うと三年間いろいろやつておつたので
すが、どうしても薬事法をその点にお
いて変へることはなかなか困難であ
る。それで先刻申しましたようなこの
緩和規定くらいの点に置きたいとい
うのです。

いま一つ、それからお答へしてみた
いと思ひますのは、この薬事法を考へ
ずに優生保護法で薬事法をくずすのは
けしからぬではないかというふうな反
駁がむろんあるだらうというふうな想
像しているのですが、実は刑法におき
ましては、今でも墮胎という罪がある
のでございまして、その墮胎という
ものを優生保護法におきましては、優
生保護法の範囲内におきまして、ある
一定のワケ内においては、人工妊娠中
絶を優生保護法の指定医が行うことが
できる、それは墮胎にならぬ、それ以外
の場合には墮胎になるというふうなふ
うで、刑法の一部も優生保護法を作
つたときに變えておるような関係もござ
いますので、受胎調節、ことに人口問

題とかいふふうな関係からいたしまし
て、優生保護法で示したる受胎調節実
地指導員に限つては、厚生大臣の指定
するある薬品のみについては販売授与
できるというふうなふうに、同じよう
なつもりで一部を改正するというふう
なふうに……

○竹中勝男君 それは薬務局長が見え
られて、薬務局長からの御見解も伺
たいと思ひますが、公衆衛生の立場か
ら、助産婦が直接に薬を販売できると
いう制度は公衆衛生の上から何か問題
がありますか。別に公衆衛生というよ
うな立場からは問題がありませんか。

○政府委員(山口正義君) お答へ申
上げます。ただいまお尋ねの点は、助
産婦が受胎調節に要する薬品を販売す
ることと公衆衛生上害があるかどうか
というお尋ねかと思つておりますが、
これは薬事法の建前でございますが、
この、薬務局長からさういふ点も含め
てお答へ申し上げるべきかと存するの
でございます。私どもの立場といたし
まして、現在昭和二十七年に優生保護
法が改正になりました、それ以後助産
婦の方々に実地指導員としていろいろ
御活躍いただいているわけございま
すが、いろいろな隘路がございま
して、今の状況が必ずしも満足すべき状
況でない、その際にやはり先ほどから
御議論になっております助産婦に薬品
を取り扱わせる、販売させるかどうか
ということは別といたしまして、実地
指導員する場合に、取り扱われた方が
いいんじゃないかというふうな御議論
がございまして、それで現在薬務局長
から通牒が出て、さういふ措置が行わ
れていまして、それだけではなかなか趣旨

を達せられないというふうな議論が
出ているということも承知いたしてい
るわけでございます。私どもとしまして
は、現実には助産婦の方々に薬品を取
扱っていただいているわけございま
して、これを販売ということになりま
したときに、公衆衛生上の問題がどう
いふふうになるかということになりま
すと、これは薬事法の建前から考へる
べき問題でありまして、私ども優生保
護法を所管しておりますもの立場か
らは、ただいま申し上げたような次第
であります。

○竹中勝男君 局長のお考へは、助産
婦が薬品を取り扱う方が妊娠調節ある
いは受胎調節指導といひますか、人口
計画、家族計画の上により効果的と思
われますか。

○政府委員(山口正義君) 先ほども申
し上げましたように、助産婦の人たち
が受胎調節の実地指導に行かれて、た
だいろいろ口で指導される、また実地
指導される場合に、薬品、器具等
を持って、いろいろな実地指導される
方がより効果的だといふふうには私ども
は考へております。

○理事(加藤武徳君) 竹中君に申し上
げますが、ただいま薬務局長が出席を
いたしました。

○竹中勝男君 来られて早々気の毒で
ありますが、この優生保護法の一部改
正法律案によつて改正されていく薬事
法の改正が、薬事法本来のねらい、目
的を、薬事法の性質を相当変えていく
ようなものになるのではないかと
見解はどうですか。

○政府委員(高田正巳君) 薬事法にお
きましては、医薬品の販売につきまし

ては、これは一定の要件を備へた者が
登録をとつて販売をするということに
建前がなつておりますので、このた
び御審議になっております法律案が
通過いたしますと、その上におきま
しては相当に原則がくずれてくるとい
うことに相なるわけでございます。

なお、医薬品につきましてはさうな
ことと考へては、用具につきま
しては、薬事法では——コンドームと
かベッサリーとかいふものございま
すが、さういふ用具につきましては、
これは販売が自由になつております
ので、どういふ方が御販売になつても
差しつかへがないといふふうなことに
建前が相なつていられるわけございま
す。

なおこの際御参考に、今日の何とい
いますか、薬事法関係で避妊薬の取
扱いについてとつておきます措置を
お話を申し上げますと御審議の御参
考になるかと思つてございまして、
が、今のように受胎調節の指導員が受
胎調節の御指導をなさる場合に、指導
を受ける方のお宅に行かれますと、コ
ンドームとかベッサリーとか、さう
な用具を持っておいでになることは、
これはもちろん販売が自由でございま
するから、持つておいでになつても、
販売をなすつてもこれは自由である。
あわせて避妊薬をお持ちになる場合
におきましては、通牒におきまして——
これは必ず前と前とございまして、避
妊薬を持つて行つてそれを實際に使つ
て指導して、さうしてその代金をお取
りになるというものは、これは差しか
えないといふことに相なつておりま
す。さらに、しかし、それだけでは指
導のときだけの避妊薬であつて、自後、

指導を受けた者が使いたい避妊薬を薬局あるいは薬店等に行きには非常に通工合が悪い、従って受胎調節の指導員を通じてこれが買えるような方法がとれないのであるかというふうないろいろ御質問なり御要望なりが先般の国会でございましたので、昨年のもたしか五月であったかと存じますが、通牒を出しまして、受胎調節指導員、これに助産婦等が避妊薬を販売業者とそれから指導を受ける人との間に立つて売買を、購入のあつせん、取次をいたすことは差しつかえない、こういうふうな趣旨の通牒を出したのでござい

ます。これは医薬品の取次、あつせんといふことを一般的に認めると、もぐりの業者が出て参ります。おそれが多分にはございまして、一般的にはこれを認めておられないのでございまして、受胎調節指導員の場合におきましては、さようなもぐりの業者になるおそれはないという善意の推定をいたしまして、それは販売業を営むわけではなくて、取次、あつせんをするのであるから差しつかえないというふうな趣旨の、まあさような意味をもつた通牒でございます。従いましてその範囲のことにおきましては、現在の取り扱いにおきましても許されているわけでございます。ただ先般来、この通牒が十分地方に徹底しておらないというふうな御指摘があつたのでございまして、もしさようなことではあります。私どももいたしましては、その徹底をはかりたい、かように考えておるのでございます。せつかく諸先生方が御提出になりました本案につきまして、大へん恐縮な言ひ分でございますけれども、さようなわけ合ひでござ

いますので、できまするならば指導員であるから、登録も何もとらないで、医薬品の販売を法律上認めるといふふうな、現在の法律の大勢を根本からくつがえさないと、何とか現在の法の範囲内におきまして、實際上の扱いにおいて、御趣旨のようなことが達成されないものであろうか。私どもはまあさような観点に立つてものを考えておる次第でございます。

御審議の御参考までに申し述べた次第であります。

○竹中勝男君 その点だけを私どもは問題にしておるわけなんです、結果においては、助産婦が薬剤を持っていて、直接に指導を受けるところの者に渡すということによって人工調節の目的が達せられる、貧困の防止ができる、この点については効果を私どもは認めておるわけなんです。効果があると思いますが、ただ現在の法律で、薬事法によって薬剤師が薬剤を取り扱うという、この原則が根本からくずれるということが非常に危惧される点だと思ひます。と言ひますのは、先ほどお伺ひいたしましたように、医薬分業という考え方もはつきりしてきつつありますし、薬剤師というものの社会的な使命もはつきり重要性を加えてきておりますので、そういうときに一部の薬品ではありますけれども、薬剤師でないものが薬剤の取り扱い、販売をやるという例外を作っていくというところに結果としてはなるわけですね。そうすると、薬局以外に薬の販売所ができるということに事実上はなるわけなんです。こういう点については、相当これは薬事法の根本的な変更になつてくるのではないかと思はれるわけ

です。この方が便利であるということも私もよくわかります。また効果があるということもよくわかります。それから優生保護の目的を達することはよくわかるわけですけれども、現在の薬剤師の販売権の一部を侵害するということが、すなわち利益の一部を、既得権であるところの利益の一部を侵害するという結果になるし、薬剤師以外のものが薬品の販売をやる、そしてその利益をおさめるといふことが、薬事法の根本的な改正になつていくという点が私は危惧されるのですが、業務局長は、そういう点については、今言われたことも、もう一度はつきり薬事法というものの建前と、また現在の薬剤師というものの社会的な位置というものから、重要性というものから、一部の薬剤師でないものが薬剤の販売をやる、あるいはそのうちに今度は婦人たちが買に行くようになるかもしれない。そういう新しい部分的な薬局ができるというふうな結果になるのじゃないかと思ひます。

○政府委員(高田正巳君) 医薬品の販売につきましましては、今竹中先生が御指摘のように、薬剤師がいたすことを本則といたしておりますが、これら避妊薬等につきましては、私ども、昔からの言葉で薬種商と呼んでおります。いわゆる調剤をやらぬ、販売だけをやる薬種商並びに配置販売業というものがございまして、こういうものにも、何と申しますか、例外的にといひますか、過渡的にといひますか、認めておるわけでございます。ただ薬種商におきましても、それぞれ都道府県で審査、

まあ俗に申します試験をいたしまして、登録をいたしておりますし、それから配置販売の形におきましても、これもそれぞれ一定の要件を備えたものを登録をいたしている、こういうふうな関係でございまして、それで、しかしながらこの薬種商並びに配置販売というふうなものは、これは薬剤師制度ができました当時から、すでに古くから存在をいたしておりまして、しかも薬剤師による薬局というものは全国に普及をいたしません関係上、この医薬品の供給ということについて、国民の保健衛生上の観点から、これら古くからある業態というものを、全然抹殺してしまひますことは、国民の保健衛生上適当でございませぬので、本日でも認めておる、かような格好になつておるわけでございますが、御指摘のようには、薬剤師の薬局ということが一番理想であるわけでございます。さようなわけ合ひでございまして、かりに、もし指導員が販売業者として法律上認められるということになりますと、今先生御指摘のように、自宅にも買に行くといふふうなことは起り得ること、またそれが合法的なことになると思はれます。そういうふうな事態を想定いたしましたので、薬局でございまして、それから医薬品の販売、いわゆる薬種商と申しまするさようなものに関しまして、それぞれこの店舗についての物的基準というふうなものも定めまして、それに適合するものを登録をしておるというふうなこともございまして、それらと比較をいたしますと、そこに片手落ちの關係が出て参るといふふうな事態も生

ずるかと思つたのでございまして。従いまして、私どもの立場といたしましては、どなたでも別に拒否するわけではございませんが、登録基準に合ったような方が登録をして販売をするという、この原則を私どもは守つて参りたいと、かように考えているわけでございます。ただ先ほど申し上げましたように、なお、先生も御指摘がございましたように、指導員の方々が避妊薬を持っていろいろ御指導になる、それから薬局、あるいは薬店等に行き、受胎調節普及上非常に支障があるという実情は、十分私どもも承知いたし、また理解いたしますので、それは先ほど申し上げましたような現行法のワタシの中で何とか事態に即応したような措置をとりたい、さような気持を持っておるわけでございます。

○谷口弥三郎君 たいだいま竹中先生のお話のこの指導員に対しては、指導員には実は助産婦なり保健婦なり看護婦の方々に講習をいたしまして、そういう指導員という名前をつけておるのであります、指導員は避妊薬に対しての知識はかなり持つておるのでございまして、それから第二に、薬剤師とはちろん違ひますが、薬局とも違ひませんが、いわゆる配置販売業者というものがあつて、それらのものにおきましても、配置販売業者がしきりといひいろいろの薬品を売つておる。先刻来お話のございましたように、富山の配置販売業者の方々に避妊薬を持って売つておるといふような状況で必ずしもそう知識のない——避妊薬の知識を持つておる程度そこそこじゃないかと、こう思つておるのです。

ずるかと思つたのでございまして。従いまして、私どもの立場といたしましては、どなたでも別に拒否するわけではございませんが、登録基準に合ったような方が登録をして販売をするという、この原則を私どもは守つて参りたいと、かように考えているわけでございます。ただ先ほど申し上げましたように、なお、先生も御指摘がございましたように、指導員の方々が避妊薬を持っていろいろ御指導になる、それから薬局、あるいは薬店等に行き、受胎調節普及上非常に支障があるという実情は、十分私どもも承知いたし、また理解いたしますので、それは先ほど申し上げましたような現行法のワタシの中で何とか事態に即応したような措置をとりたい、さような気持を持っておるわけでございます。

ずるかと思つたのでございまして。従いまして、私どもの立場といたしましては、どなたでも別に拒否するわけではございませんが、登録基準に合ったような方が登録をして販売をするという、この原則を私どもは守つて参りたいと、かように考えているわけでございます。ただ先ほど申し上げましたように、なお、先生も御指摘がございましたように、指導員の方々が避妊薬を持っていろいろ御指導になる、それから薬局、あるいは薬店等に行き、受胎調節普及上非常に支障があるという実情は、十分私どもも承知いたし、また理解いたしますので、それは先ほど申し上げましたような現行法のワタシの中で何とか事態に即応したような措置をとりたい、さような気持を持っておるわけでございます。

それからなお指導員がやりますのは、もっぱら薬剤の販売を営業としておるわけではございませんに、ただ単に実地指導の補助としてやっておる程度のものでございますので、その配置販売業者とか何とかというものに対しましては、比重もよほど違うというふうなふうに考えておるのであります。

○理事(加藤武徳君) ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○理事(加藤武徳君) 速記を起して下さい。

本案に対しまする本日の質疑はこの程度にいたしまして、残りは次回以後にいたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○理事(加藤武徳君) 御異議ないものと認めます。

本日は、これにて散会いたします。

午後四時三十三分散会

七月十四日本委員会に左の案件を付託された。

一、労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は五月三十日)

一、理容師美容師法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は六月十六日)

七月十八日左の議案は撤回された。

一、日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案(衆)

昭和三十年七月二十三日印刷

昭和三十年七月二十五日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局